

薬 第 1514-3 号
令和7年10月29日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和7年10月29日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2- { 2- [(4-エトキシフェニル) メチル] - 5-メチル-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 5-Methyl etodesnitazene、Etomet
hazene

(2) 3-〔2-(ジメチルアミノ)エチル〕-1H-インドール-4-イル＝
プロピオナート及びその塩類

【通称名】 4-PrO-DMT

(3) N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリ
ジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類

【通称名】 o r t h o - M e t h y l f e n t a n y l、o - M e t h y l f
e n t a n y l

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和7年10月30日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701